

水道の民営化は

ハッ場ダムなど無駄なダムを“抹消する”手段ではないか??



水道法が「改正」された。理由は「水道事業の経営基盤の強化」とある。ということは、経営基盤の悪化、もしくは将来的に悪化する恐れがあるということだろう。では、何故、全国的に水道事業が悪化しているのか？ここで考えるべきは、水道事業の構造・特質である。水道事業は、何に経費がかかるのか？ 人件費か、薬品などの運転経費か？

圧倒的な部分は、有形・

ハッ場ダム本体工事現場 撮影：2019年1月18日

無形の施設費である。ざっと、8割から9割を占める。そういう特質をもつ水道事業で、経営基盤の悪化が懸念されるとはどういうことか？ほかにでもない、遊休施設をたくさん抱えているからだ。ダム、浄水場、水道管、そして水利権、およびダム使用权など、過剰な施設・資産があるから経営基盤が悪化するのだ。

これを茨城県で確認してみる。

無駄な水源開発による「責任引取水」は 水道事業が破たんに瀕している何よりの証拠だ。

冒頭で触れた「水道事業の経営基盤の強化」とは、改正前の「水道事業の計画的整備」を書き換えたものだ。つまりは、計画的整備なるものが、経営基盤の悪化を招いたと読むことができる。以下それを念頭にお読みいただきたい。

編者は、十数年にわたって茨城共同運動の「県との話し合いの場」に参加してきた。ここ何年かは「責任引取水」について話し合ってきた。責任引取水とは、茨城県がハッ場ダムや霞ヶ浦導水など水源開発に参加するとき、かたちの上では、市町村から県へ、そして国へと「必要水量を申請」するものだが、実際は国→県→市町村へと押しつける、いわば力づくの契約のことだ。だから、完成後は“申請した水量”を市町村は責任を持って引取らなければならない。ところが、この責任引取水、県当局の表現では「最終契約水量」と穏やかなものになっている。穏やかさは、力づくをカモフラージュするものだが、最終と言うからには、その前の契約は暫定契約となる。現行の契約がまさに暫定契約なのだ。では、何故、現行の契約が暫定なのだろう。それは責任引取水＝最終契約水量があまりにも

実情とかけ離れていたからだ。下の表は、茨城県県営水道の給水(水需要)実績、現行(暫定)契約水量、責任引取水を比較したものだ。現行の暫定契約ですら実情を無視したものであることが分かる。まして責任引取水が実施されたら、いかなる惨状を呈するかご覧いただきたい。

■責任引取水と現行契約及び給水実績比較 2010年度 単位:万ト/日

	給水実績	市町村 保有水源	①県水 必要水量	②現行 契約水量	③責任 引取水量	対県水必要比 ①/③ %	現行契約比 ②/③ %
鹿行	82,316	27,040	55,276	84,000	108,000	195.4	128.6
県南	252,733	24,598	228,135	272,775	306,075	134.1	112.2
県西	206,087	192,667	13,420	80,000	80,000	596.1	100.0
県中央	302,046	285,710	64,332	55,971	240,000	373.1	428.8
合計	843,182	530,015	361,163	492,746	734,075	203.3	149.0

表のポイントは①の県水必要水量だ。県水必要水量とは市町村の水道事業者が県からの供給を受けるにあたり本当に必要とする水量のことだ。合計欄で数式にすれば・・・
給水実績 843,182－市町村保有水源 530,015＝①県水必要水量 361,163 となる。

だから、これ以上の供給水量は市町村事業者の負担になる。数式で見ると・・・

②現行契約水量 492,746－①県水必要水量 361,163＝過剰供給水量 131,583 となる。

これを金額に換算すると年額約 30 億円になる。つまり現行の契約水量でもこれほどの無駄な水量が供給され、水道料金に上乗せされているのだ。

これを責任引取水が実施された状況で見てみる・・・

③責任引取水量 734,075－①県水必要水量 361,163＝過剰供給水量 372,912 となる。

金額に換算すると年間 85 億円もの過剰供給、過剰負担になるのだ。水道料金に課せば私たち需要者の負担になることは言うまでもない。

ここまで見ると、茨城県が国のいう「計画的整備」の名の下に進められた「ムダな水源開発」に唯々諾々と従い、自らの首を絞めている様が見えてくる。つまり、計画的整備の“計画”そのものがデタラメであり、経営基盤を棄損していたのだ。その様は、茨城県の水道計画「いばらき水のマスタープラン」からも見てとれる

■いばらき水のマスタープラン推移

計画年度	達成年度	人口予測→実績	1日最大給水量予測→実績
1991年度	2010年	403万人 296万人	198.2万ト 106.8万ト
1996年度	2010年	370万人 296万人	145.9万ト 106.8万ト
2001年度	2020年	323万人 288万人	164.0万ト 94.9万ト
2006年案	2020年	297万人 288万人	133.8万ト 94.9万ト

※2020年度実績人口は2019年2月1日の実績。

※2020年度1日最大給水量実績は2016年度実績より推計。

先ず、人口及び1日最大給水量予測のデタラメが目を引く。両者とも実績が示される故、改定ではおずおずと引き下げるが、水源開発が無用となるところまでは下げない。ところが、本来は5年ごとに改定されるプランが2011年度案以降は行わないとされた。理由は「水源開発は確保された」としているが、これ以上の改定は“水源開発は無用”との数字

を示す他ないところまで追い込まれたからだ。いかに「水道事業の計画的整備」が無責任なものであり、経営基盤を弱体化させたか、呆れるばかりである。

それでも民営化を進める国は何を目論んでいる。

昨年 10 月、水道法改正に先駆けて PFI 法＝民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が改正された。

1.自治体は運営権の対価を地方債の繰上償還に充てることができる。

2.その繰上償還時に発生していた補償金の支払いは免除する。

※市町村は水道事業のために「地方債」(企業局は企業債)を発行している。その残高を運営権譲渡の収益で繰上償還することができる。しかも、これまでは繰上償還をした場合、補償金(未払い利息)を支払うことになっていたが「今後はその必要はない」とする。

3.自治体は条例で定めておけば、議会の議決なしで指定管理者に運営権を移転できる。

4.運営権者が水道料金を変更する場合、あらかじめ自治体の承認を受ける必要はなく、届出だけでよい。

※これまで運営権の譲渡や水道料金の値上げは議会の承認を必要としていたが「今後はその必要はない」とする。

ちょっと待って欲しい。水道事業は市町村から独立した事業体だ。しかも、水源開発から施設管理費、人件費まで、ほぼすべてを水道料金で賄う独立採算で運営されている。つまり水道事業を支えているのは水道料金を払っている私たち住民なのだ。その住民の代理人による議会を無視するやり方は、民主主義、地方自治を破壊するものに他ならない。まさに安倍政権ならではの何でも有りのやり方だ。悲しいことだが、大方の自治体は飛びつくだろう。

私たちは試されている。私たちの「市民力」が試されている。浜松市は民営化を市民と市議の力で延期に追い込んだ。まだ間に合う。声を上げよう。

番外のお知らせで失礼します。

日韓を東アジアの“火薬庫”にしたいのか。

日韓の罵りあいがすさまじい。たがいに正義を標榜しているだけに始末が悪い。でも、このままで良いわけがない。なぜ、韓国の人々は非難し続けるのだろうか…。現在の日韓関係には、いろいろ言いたい人も少なからずいると思う。でも、私たちは余りにも朝鮮半島の歴史を知らない。先ず韓国の歴史を知ることから始めよう。韓国の人々の心情を知ろう。

講演会

「仮・韓国の人々は何を問うのだろうか。私たち市民にできることは・・・」

講師：趙景達(チョ・ギョンドル)さん 千葉大学文学部教授

日時：5月19日(日)午前9時30分

場所：取手市福祉会館小ホール

資料代：500円 主催：取手革新懇 お問い合わせ：090-4527-7768 神原

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：濱田篤信 船津寛

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯：090-4527-7768